



2025年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 木 村 勇 也
(コード番号：7042 東証スタンダード市場、福証)
問い合わせ先 専務取締役 財務企画部長 保 谷 尚 寛
TEL. 03-5413-3001

取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年8月8日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 24,600株
(3) 発行価額	1株につき 568 円
(4) 発行価額の総額	13,972,800円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※1） 7名 15,200株 当社の監査役（※2） 1名 600株 当社子会社の取締役 10名 8,800株 ※1 社外取締役を除きます。 ※2 非常勤の監査役を除きます。
(6) その他	本新株式発行については、当社及び当社子会社の取締役及び監査役が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）については、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（以下、当社の取締役と併せて「対象役員」と総称します。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的とし、当社グループの取締役及び監査役を対象とする新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本

制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対して年額11,000,000円以内、当社の監査役に対して年額2,000,000円以内の金銭報酬債権を支給すること、並びに、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象役員が当社並びに当社子会社である株式会社アクセスプログレス及び株式会社アクセスネクステージの取締役又は監査役のいずれの地位も喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象役員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役については年24,000株以内、監査役については年4,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象役員に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の取締役及び監査役のほか、当社子会社の取締役に対しても、当社の取締役及び監査役と同様の譲渡制限付株式を付与する旨を決議しております。

今般、当社は、制度の目的、当社グループの業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、①本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役7名に付与される当社に対する金銭報酬債権、②同日開催の当社の監査役の協議に基づき当社の監査役1名に付与される当社に対する金銭報酬債権、並びに、③当社の子会社である株式会社アクセスプログレス及び株式会社アクセスネクステージの取締役会の決議に基づき各社の取締役合計11名に付与される各社に対する金銭報酬債権の合計13,972,800円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金568円)、当社の普通株式合計24,600株(以下「本割当株式」といいます。))を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、本新株式発行の割当予定先である当社子会社の取締役との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2025年8月8日（払込期日）から当社並びに当社子会社である株式会社アクセスプログレス及び株式会社アクセスネクステージの取締役又は監査役のいずれの地位も喪失する日（ただし、当該日が2025年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、2025年8月8日（払込期日）から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社である株式会社アクセスプログレス若しくは株式会社アクセスネクステージの取締役又は監査役のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社並びに当社子会社である株式会社アクセスプログレス及び株式会社アクセスネクステージの取締役又は監査役のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年8月から当該喪失日を含む月までの月数を11で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2025年8月から組織再編等承認日を含む月までの月数を11で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である568円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上